

意向調査票提出にあたっての注意点

- 本調査は、自家用車活用事業について各社の実施の意向を確認するものです。自家用車活用事業の実施にあたっては、別途許可を受ける必要があります。
- 本調査に基づき各事業者の使用車両数を配分しますので、本年11月から12月末までに自家用車活用事業の実施を予定している事業者は提出が必要です。
- 自家用車活用事業の実施を予定していない事業者は提出不要です。
- 複数の営業所で自家用車活用事業を実施する予定がある場合は、営業所ごとに別葉で作成して下さい。
- 提出期限(令和6年11月20日(水))までに、千葉運輸支局へ原則電子メールで提出してください。電子メールによることが困難な場合は個別にご相談ください。

<今後のスケジュール>

- 11月20日 (水)本調査票の提出期限
- 11月27日予定 (水)使用可能車両数を決定、通知

- その他、不明点は千葉運輸支局までお問い合わせください。